

確認検査手数料

(令和7年 4月 1日 施行)



株式会社 確認検査愛知

■手数料は、申請部分の床面積の合計及び申請建物の用途、構造により定めています。

【1】 確認申請の基本手数料

(表-1) 建築物

〔 1類 一戸建ての住宅・長屋・倉庫・配送センター・車庫・工場※
2類 1類以外のもの (非課税) 単位 (円) 〕

申請部分の床面積	法第6条の4による 確認の特例有り	法第6条の4による確認の特例無し	
		1類	2類
S ≤ 100 m ²	25,000	49,000	72,000
100 m ² < S ≤ 200 m ²	35,000	69,000	117,000
200 m ² < S ≤ 300 m ²	45,000	95,000	144,000
300 m ² < S ≤ 500 m ²	52,000	124,000	162,000
500 m ² < S ≤ 1,000 m ²	59,000	207,000	249,000
1,000 m ² < S ≤ 2,000 m ²	別途見積りによる	252,000	360,000
2,000 m ² < S ≤ 3,000 m ²	別途見積りによる	330,000	408,000
3,000 m ² < S ≤ 4,000 m ²	別途見積りによる	392,000	509,000
4,000 m ² < S ≤ 5,000 m ²	別途見積りによる	470,000	611,000
5,000 m ² < S ≤ 10,000 m ²	別途見積りによる	660,000	858,000

※一戸建ての住宅・長屋は住宅部分の床面積が全体の1/2以上ある場合に限り、倉庫・配送センター・車庫・工場の場合は、確認申請書の第四面2欄の用途が左記用途の場合のみに限り

(表-2) 昇降機・工作物等

(非課税) 単位 (円)

区分	確認申請	変更確認申請
昇降機 (型式部材等製造者認証の場合)	27,000/基	27,000/基
工作物 (名古屋市型擁壁の場合)	33,000/基	33,000/基
上記以外	41,000/基	41,000/基

※エキスパンション等で連続する擁壁の場合は、エキスパンション等で切って基数を算定します。2基目以降の手数は1/2として、一基目の手数料に加算します。

- ◆同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の合計となります。ただし、30m²以下の特例有りの付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた面積で手数料を算定します。(手数料が2棟の合計を超える場合を除く。)
- ◆構造適合判定が必要な場合は、23,000円の事務手数料を加算します。
- ◆同一棟増築の場合は、確認申請手数料の30%を加算します。
- ◆確認の特例無しの建築物で構造上の棟数が2以上(エキスパンションジョイント等)となる場合は、2以上の建築物として手数料を算定します。
- ◆省エネ基準適合を仕様基準で確認する場合は、29,000円を加算します。
- ◆用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の場合は、確認の特例無しの1類の基本手数料の1/2とし、1,000円未満は切り捨てとします。
- ◆日影審査がある場合は、基本手数料に18,000円(適合が明らかな場合は9,000円)を加算します。
- ◆バリアフリー法の適用を受ける場合は、基本手数料に20,000円を加算します。
- ◆天空率適用の場合は、基本申請手数料の30%を加算します。
- ◆特定天井に該当する場合は、該当部分の床面積相当の基本手数料を加算します
- ◆避難安全検証法適用の場合は、基本手数料に30%金額を加算します。
- ◆限界耐力及び時刻応答解析の構造計算の審査は、引受けしません。
- ◆耐火・防火区画性能検証法の審査は、引受けしません。
- ◆各種証明書の再交付をする場合は、1通につき、4,000円とします。

《計画変更確認》

- 計画変更確認申請手数料については、平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。
- 申請建物の設計変更に伴う変更確認申請手数料は、その床面積に該当する【1】確認申請の基本手数料(表-1)の確認の特例有りの申請手数料とします。ただし、当初の確認申請手数料の2分の1を上限とします。又、申請建物以外で別棟の追加による計画変更確認をする場合は、増築と同様に扱います。なお、構造計算書の提出を伴う場合には、別途見積りによる構造審査手数料を加算します。

【2】 中間・完了検査の基本手数料

(表-1) 建築物

(非課税) 単位 (円)

申請部分の床面積の合計	中間検査		完了検査	
	法第7条の5による検査の特例有り	左記以外	法第7条の5による検査の特例有り	左記以外
$S \leq 100 \text{ m}^2$	24,000	52,000	26,000	46,000
$100 \text{ m}^2 < S \leq 200 \text{ m}^2$	38,000	56,000	38,000	50,000
$200 \text{ m}^2 < S \leq 300 \text{ m}^2$	53,000	87,000	53,000	78,000
$300 \text{ m}^2 < S \leq 500 \text{ m}^2$	58,000	98,000	58,000	98,000
$500 \text{ m}^2 < S \leq 1,000 \text{ m}^2$	63,000	128,000	63,000	118,000
$1,000 \text{ m}^2 < S \leq 2,000 \text{ m}^2$	別途見積りによる	162,000	-----	129,000
$2,000 \text{ m}^2 < S \leq 3,000 \text{ m}^2$	-----	228,000	-----	216,000
$3,000 \text{ m}^2 < S \leq 4,000 \text{ m}^2$	-----	297,000	-----	259,000
$4,000 \text{ m}^2 < S \leq 5,000 \text{ m}^2$	-----	353,000	-----	330,000
$5,000 \text{ m}^2 < S \leq 10,000 \text{ m}^2$	-----	453,000	-----	380,000

(表-2) 昇降機・工作物等

(非課税) 単位 (円)

区分	完了検査
昇降機 (型式部材等製造者認証の場合)	23,000/基
工作物 (名古屋市型擁壁の場合)	28,000/基
上記以外	40,000/基

※エキスパンション等で連続する擁壁の場合は、エキスパンション等で切って基数を算定します。
2基目以降の手数料は1/2として、一基目の手数料に加算します。

(表-3) 省エネ基準検査対象建築物の場合の完了検査に加算する手数料

(非課税) 単位 (円)

床面積による場合	完了検査手数料に加算する手数料
$S \leq 100 \text{ m}^2$	7,000
$100 \text{ m}^2 < S \leq 200 \text{ m}^2$	10,000
$200 \text{ m}^2 < S \leq 300 \text{ m}^2$	12,000
$300 \text{ m}^2 < S \leq 500 \text{ m}^2$	15,000
$500 \text{ m}^2 < S \leq 1,000 \text{ m}^2$	22,000
$1,000 \text{ m}^2 < S \leq 2,000 \text{ m}^2$	25,000
$2,000 \text{ m}^2 < S \leq 3,000 \text{ m}^2$	75,000
$3,000 \text{ m}^2 < S \leq 4,000 \text{ m}^2$	92,000
$4,000 \text{ m}^2 < S \leq 5,000 \text{ m}^2$	105,000
$5,000 \text{ m}^2 < S \leq 10,000 \text{ m}^2$	118,000

- ◆省エネ適合判定機関が他機関の場合は、判定に要した図書・書類の審査整合性手数料として完了検査申請時に23,000円を加算します。
- ◆他機関で交付された設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認書により省エネ判定を要しなかった場合における評価又は確認に要した図書及び書類の審査整合性手数料として23,000円を加算します。
- ◆下記の地域は、中間・完了検査の場合、26,000円の遠隔地手当を加算します。
豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村
- ◆省エネ適合判定建築物の場合は、完了検査手数料に面積区分に応じた(表-3)の手数料を加算します。
- ◆中間検査手数料の床面積は、検査対象面積であり、各工程毎の手数料です。
- ◆仮使用認定手数料は、仮使用部分の床面積に対し完了検査の床面積区分に応じた手数料に20%を加算した額とします。
- ◆当社において仮使用認定をした場合の完了検査手数料は、仮使用認定した部分の床面積を除いた残余の床面積区分の額とします。
- ◆令和7年4月1日施行の法改正の施行前の確認申請が特例を適用していた建築物は、中間・完了検査で法第7条の5による検査の特例有りの基本手数料とします。ただし、特例部分について新たに審査(計画変更確認等)が必要となる場合は、改正後の基本手数料を適用します。